



ホームページ <http://sawashima.com/>

渋谷区議会議員 沢島ひでたか

第4回定例会号

渋谷区議会区政報告

沢島

ひでたか通信 Vol.40

区議会公明党が学校での「朝預かり」を提案しました！

教育施策がさらに充実・前進！ 保育士の就労環境改善も提案！

第4回定例会・区議会公明党の代表質問より

令和6年11月25日(趣意)

教育

探究「シブヤ未来科」について

質問 今年度から始まった「シブヤ未来科」は内外から大きな反響、評価をされています。

本格稼働して半年余りですがその成果と実例、また展望をお聞かせください。

答弁 (教育長) 多様な企業や地域と連携した実践事例が生まれ、子供たちにも変化が生じています。

例えば、NPO法人が主催する環境をテーマにしたプロジェクトに参加し、アート作品を通して環境の大切さを訴えたり、MY探究の取組では、「サステナブルな学校を作る」「ランニングシューズはなぜ走りやすいのか」などのテーマを設定し、フィールドワークをしたり、企業を訪問してインタビューをしたりしました。

子供たちにとって、わくわくする楽しい学習になっており、探究の時間を楽しみにしている子供が増えていると実感しています。今後の展望としては、PTA有志が設立した一般社団法人シブ

タンや、大学と連携し、子供たちの探究学習の伴走支援を充実させ、一人一人の問いを大切にしながら探究プロセスの実践を推進します。

教育データの活用について

質問 渋谷区は、児童生徒、教職員に一人一台のタブレット端末の貸与を始めて、今年で8年目に入りました。

この間蓄積され解析された教育データの活用の実例をお聞かせください。

答弁 (教育長) 本区における教育データの活用は、全国に先駆けたモデルケースとして国や他自治体の耳目を集めています。「子供一人一人の幸せの実現」を目的に、現在、教員向けと児童・生徒向けの2種類のダッシュボードを運用しています。

学習面では、教員が可視化されたデータを確認することで、個々の学習をきめ細かく把握することが短時間で可能になりました。生活指導の面では、子供一人一人のデータを確認する

ことで、子供たちが発する小さなSOSを見逃さない取組が定着しています。ダッシュボードの活用によって、子供の心の変化を早期に発見し、いじめや不登校などの未然防止や早期対応につながった事例もあります。

こうした取り組みは、子供たちの気持ちにも変化を生じさせ、アンケートで「学校に相談できる大人がいる」と回答する児童・生徒が増加するなど、教育データに基づいた支援や指導が、安心・安全な学校づくりにつながっていると実感しています。

学校での朝預かりについて

質問 保育園の時は、お子さんを7時半から預けていたが、小学校に上がって、登校が8時になり、お友達や知り合いに預け登校させて貰っている保護者がいます。

放課後クラブの朝バージョンがあるとすれば、区としてどれくらいの需要があるか調査していただき、必要と判断される学校に地域人材を活用した「学校での朝預かり」を検討していただきたいと思えます。

答弁 (教育長) 放課後クラブを利用している保護者を対象にアンケート調査等を行い、ニーズの把握を進めてまいります。

併せて、「学校での朝の預かり」に取り組んでいる自治体から、地域人材を含めた担い手の確保の方法や、事業実施に当たっての課

題等について研究を進め、本区における導入の可能性について検討してまいります。

子育て

保育士支援について

質問 昨今渋谷区立保育園の保育士の離職が少なくない伺っております。

これは働き方の理想とのギャップや、連絡帳のデジタル化などの取り組みはあったものの依然として事務の煩雑さや園内の人間関係に由来するようです。そこで、総合的な分析を行い、手を打つべきと考えます。

答弁 (区長) 現在、保育士のクラス運営に関する相談窓口を子ども発達相談センターに設け、保育士が園長以外にも相談できる体制を構築し、悩みを一人で抱え込まないよう対応しています。

また、保育事務の効率化や事務職の配置により、事務の煩雑さを軽減することや行事の実施方法を見直すこと等、様々な改善策を進めて、保育士が子供たちと向き合う時間を確保しようと努めているところ です。





マイナンバーカードを 健康保険証として利用しましょう



マイナンバーカードと健康保険証(保険証)の一体化に伴い、12月2日から下記の新規発行が終了します。

▶**新規発行終了** 国民健康保険の保険証、高齢受給者証、後期高齢者医療制度の保険証

今後は、マイナ保険証(保険証利用登録がされたマイナンバーカード)を基本とする仕組みへと移行します。



▲マイナポータル(マイナンバーカードの健康保険証利用)

マイナ保険証とは

医療機関や薬局の顔認証付きカードリーダーなどでマイナンバーカードを保険証として利用登録することで、従来の保険証の代わりに利用することができるマイナンバーカードです。

マイナンバーカードを保険証として利用するには

保険証としての利用登録が必要です。登録は3つの方法で行うことができます。

- ① 医療機関・薬局の窓口にある顔認証付きカードリーダーから申し込む
- ② セブン銀行ATMから申し込む
- ③ マイナポータルから申し込む

現在マイナンバーカードを持っていて、まだ保険証利用の登録をしていない場合はぜひ、登録してください。申込方法について詳しくは、厚生労働省HPを確認してください。

厚生労働省HP



▲マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット



▲▲マイナンバーカードの健康保険証利用方法

12月1日までに発行された保険証(国民健康保険・後期高齢者医療制度)や高齢受給者証は記載された有効期限まで、引き続き利用できます。

12月2日以降の取り扱い

※職場の健康保険に加入している人は、保険証の発行元へ問い合わせてください。

マイナ保険証を持っていない人

- ▶マイナンバーカードを持っていない人
- ▶マイナンバーカードの保険証利用の登録をしていない人

マイナ保険証を持っていない人は、「資格確認書」(カードサイズ)により、これまで通り医療機関などを受診できます。「資格確認書」は、保険証の有効期限が切れる前に郵送により交付されます(申請不要)。

下記の場合も、「資格確認書」が交付されます。

- ・保険証を紛失した場合(要申請)
- ・国民健康保険や後期高齢者医療保険に新しく加入した場合
- ・医療費の負担割合が変更になった場合

マイナ保険証を持っている人

加入している健康保険に関する情報を把握できるように、「資格情報のお知らせ」(A4サイズ)が現行の保険証の有効期限が切れる前に郵送により交付されます(申請不要)。

下記の場合も、「資格情報のお知らせ」が交付されます。

- ・国民健康保険に新しく加入した場合
- ・医療費の負担割合が変更になった場合

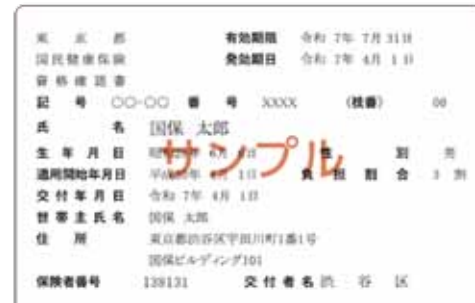
○マイナ保険証での受診が難しい場合

マイナ保険証を持っている場合でも、申請により「資格確認書」が発行できます。

○医療機関や薬局でマイナ保険証が読み取れない場合

「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証と一緒に提示してください。

▼資格確認書



▼資格情報のお知らせ



75歳以上の人は

後期高齢者医療制度へ新たに加入する人や、医療費の負担割合が変更になった人などには特例措置として、7年7月31日まで、マイナ保険証の有無にかかわらず、「資格確認書」を交付します。

☎ 国民健康保険について

・後期高齢者医療について

・マイナ保険証について

国民健康保険課資格賦課係

国民健康保険課高齢者医療係

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 03-3463-1781 ☎ 03-5458-4940

☎ 03-3463-1897 ☎ 03-5458-4940

☎ 0120-95-0178 (平日9:30~20:00、(土)・(日)・(祝)9:30~17:30)

※自動音声案内に従って5番を押してください。